

平成19年度第2回新潟市自殺対策協議会議事録

日時：平成20年2月19日（火）

14時00分から15時30分

会場：白山会館1階「芙蓉」

1. 開会

○配布資料確認及び協議会進行に関する説明

2. 健康福祉部長あいさつ

【神部健康福祉部長】

ご苦勞様でございます。神部でございます。1回目が、ちょうど2ヶ月前ですね。1回目につきましては、どちらかというとな務的なお話、立ち上げの理由等をお話させていただきながら、皆様からもいろいろな思いでの活発なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

2ヶ月で、またすぐ開くのかということなのですが、本日の次第を見ていただきますと、20年度に向けた新潟市における自殺対策関連事業の予算、それからネットワーク構築というような内容となっております。

この予算につきましては、私どもとしては、是非、皆様方から、今日この場で、お話を聞かせていただいて、ご意見いただいて、4月以降動いたときに、実効性のある形で是非やりたいと思っております。

それから、1回目のときにも申し上げたのですが、新潟市内で200人を超える方が、自殺という形で亡くなられているという実態について、なんとか1人でも減らすというような手立てを、まさに今もそうなのですが、是非、新年度以降もやっていきたいと思っております。

ですから、この委員会において、後藤会長のもとに皆様がどんなことでも思っていることを、皆様方の立場、もしくは立場を離れた個人的な意見も含めて、ご発言いただければと思っております。何かしらそれが、いわゆるこの会としての話の中から、市として実効性のあるものに結びつけば、幸いなことですので、是非、どんな切り口からでも結構ですので、いろいろな本音、もしくはいろいろな思いをご発言いただければと思っております。

今日は、1時間半という限られた時間の中ではありますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

3. 議事

(1) 第1回新潟市自殺対策協議会概要について

【後藤会長】

事務局からご説明をお願いいたします。

【田中精神保健福祉係長】

障がい福祉課精神保健福祉係の田中でございます。

本議題につきましては、私の方から、ご説明を申し上げます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

はじめになります。今ほどお話のありました、昨年の12月20日に、第1回「自殺対策協議会」を開催いたしました。その際の「議事録」を、本日の資料とともに、内容確認も含めまして、委員の皆様には、事前送付をさせていただいております。もし、修正等ございましたら、お手数でも、後程、事務局までご連絡をいただけるとありがたいと思っております。

なお、この議事録につきましては、事務局資料とさせていただきますとともに、新潟市情報公開条例に基づきまして、本市のホームページで公開させていただく予定になっておりますことは、既にご案内のとおりでございます。

では、本日お配りいたしました資料No.の1でございますが、こちらをご覧くださいませでしょうか。

最初は表紙になっておりますので、はじめに1枚めくっていただきたいと思っております。「平成19年度第1回『新潟市自殺対策協議会』概要（意見のまとめ）」でございます。これは、第1回協議会における各委員の皆様から頂戴したご発言内容をですね、事務局の方で整理をさせていただいたものでございますが、本日、大変恐縮なのですが、本日配布のため、あえて「未定稿」とさせていただいております。ご承認いただきたいと思っております。

では、この項目をご覧くださいますと、1の「総合対策の有効性」からですね最後の8「自殺総合対策のPRと公共相談機関の設置」、これは、ご要望ということで起こさせていただいておりますが、「8つの項目」に、それぞれ分類をさせていただきました。

予め、お断りさせていただきますと、この分類につきましては、各ご発言の内容に沿ってグループ化をいたしまして、その趣旨を「各表題」として標記をさせていただいております。表現などは、文意を変えずにコンパクトに編集をさせていただきましたが、後ほどまた、修正等がございましたら、お申し付けいただきたいと思っております。

また、内容中の「アンダーライン」でございます。

これは、これから総合対策を進めていくに当たりまして、有効となるもの、或いは大きな課題となっているものなどを併せまして、「ポイント」となるであろうというフレーズを選定させていただきました。ご参考にしていただければと思っております。

個々の内容については、ご説明を既に申し上げることもないと思っておりますが、このグループごとに、表題に沿ってということでイメージをしていただければ、ありがたいと。

はじめに、総合対策、例えば、「総合対策の有効性」でございますが、これはフィンランドにおける「国家戦略」、また、松之山では「早期介入」と「地域社会への啓発普及」、それぞれ、成果を収めたというくくりになってございます。

次に、2の「自死遺族に対する聞き取り調査」としまして、極めて重要だということでございます。このへんにつきましては「自殺予防総合対策センター」のほうでも、この推進に向けて各自治体職員への研修が実施されております。

次に、3でございますが、「自殺未遂者へのケア・支援」自殺企図者が、リスクが一番高いと、会長からもおっしゃっていただいておりますし、そういう形で構成がされている中で、また、現実、支援機関へうまくつながらないということなどの、ご意見な

んかも、ここで掲載をさせていただいております。今後、大きな課題であろうというところがございます。

次に、4「自死遺族へのケア・支援」でございます。編集の都合上、前項目の「自殺未遂者へのケア・支援」に落とし込みをさせていただきましたが、「遺された人たちが、大変な状況に置かれているということを訴えてきている」と、こういった「新潟いのちの電話」さんからのご報告もでございます。これらについても、同様に進めていくべき内容、項目というふうに、私どもは、取組みを開始したいなと思っております。

次に、5の「自殺に関する正しい知識や情報の普及啓発・教育」といたしまして、フィンランドの例から、普及啓発・教育が極めて重要ということでございます。

また、自殺には、複数の要因があり、その重なっている要因を発見するトレーニングが極めて重要、これにつきましては、大綱でも定められておりますが、「ゲートキーパー」の養成に繋がるものと考えております。松之山プロジェクト、「やればできる」ことが実証されておりますし、また、その意識が、地域住民に浸透するのが大切というご報告でございます。

次に、6の「セーフティネットの構築」でございます。

フィンランドの例でございますが、素早くアクセスする、或いは、関係機関にアクセスし易くする、これは、記載のとおりでございます。この項目につきましては、いろいろなご提言をいただいております。効率のよい「セーフティネット」の構築が重要なんだという、最後の締めでございます。報道の仕方も影響が大きい、というご報告も、ここに落とし込ませていただきました。

次に、7「個人情報と情報提供の諸問題」でございます。

プライバシー保護の観点などから、未遂者に関する情報が、行政に入っていない。最初に行政のことで始まったのですが。各機関さんのほうで、やはり、原因の追究、例えば、県警さんですと、すべての原因の追究はしていらっしやらない。また、消防局さんですと、同意なくして、やはりそういったものはなかなか難しい、というご意見なんかも頂戴しております。

民生委員さんからも独自で改善していく手立てがない、とかですね、非常に重要な問題ではありますが、やはり、個人情報の取り扱いというところが、極めて大きな課題ということに落とし込ませていただいております。

最後に、会長さんからの締めとなりますが、本人のニーズと自殺の危機介入の問題として、どの程度のシステム化が可能かどうか。また、法的整備の課題などのご意見・ご報告も、ここに落とし込ませていただきました。

最後に、8「自殺総合対策のPRと公共の相談機関の設置」でございます。これは、ご要望として、一つの項目出しをさせていただきました。

意見、現状でございますが「自殺について語りたくない」という現実がございます。こういった状況を改善できるように、秘めた部分と申しまししょうか、こういった部分を取り除いていこうという点につきましては、やはり、これからの啓発普及の大きな役割の一つと、そんな形で感じております。

雑駁ですが、こんな形でまとめをさせていただきました。

本日配布のものですから、なかなか文字のほうも大変だと思うのですが、さっとお目通しいただきますと、この資料の8つの項目、内閣府の「自殺総合対策大綱」ですとか、

また、国家戦略とした「フィンランドの例」の項目などとも、大枠の中で繋がっていることが感じとれてまいります。

私ども、敢えてこれを検証する、今できるわけではないのしょうけれども、一言で申し上げますと、荒っぽい言い方になりますが、「聞き取り調査」、「未遂者へのケア・支援」では、主に「プライバシー保護」の問題、一方、「セーフティネットの構築」では、主に「個人情報の取り扱い」が、大きな問題として括られているのではなかろうかと、これらに対する工夫が、今後、事務局として大きな課題、どのように対応していくか、ということ、事務局では考えております。

内容につきましては、この辺でございまして、本日お配りした資料でございますので、誠に恐縮ではありますが、先に配布をさせていただきました、議事録と併せまして、後程、事務局まで、お申し付けいただければと思います。

最後になりますが、事務局では、委員の皆様から頂戴いたしました、このご提言等を基礎資料といたしまして、今後の事業に活用させていただきたいと考えております。現在、このご提言を元に事業実施に向けた「アセスメント」を進めておりますが、また後程触れますが、「自殺対策全国主管課長会議」が3月に予定されております、国の新たな方針等も踏まえまして、また、今回の委員の皆様からご提言を新たに加えさせていただきまして、次回の協議会に、市の「アセスメント」の案をですね資料をお示しさせていただき予定とさせていただきたいと。そんなことで、引き続きご教示、ご提言をいただきたいということで、お願いでございます。

事務局からは、以上でございます。

【後藤会長】

はい。ありがとうございます。

本来であれば、ここで課題を整理してということなのでしょうけれど、次回（自殺対策協議会）の間に、主管課長会議がどうも予定されているということで、国の方針等も含めて、課題整理をしたうえで、事務局のほうで提出をしたい、というご意向のようです。

ただ、今まとめていただきましたように、既遂の方の聞き取り調査、それから、未遂者のケア、それから、全体のセーフティネットワークの構築という、そのあたりの所が、課題になるのかなあと。

ただ、そこには、個人情報という非常に大きなバリアとなるようなものが感じられるというようなふうなものが、前回の会議のまとめからきた課題ということになろうかというふうに思っております。

前回ご出席の方は話の流れ、それから、より具体的なことについては、それぞれご発言の方もおられて、よくご存知かと思いますが、今回はじめてご参加の委員は、少しご質問等もあるのではないかなと思いますし、また、新たなご意見、ご提言などもあれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

それでは、皆様、今のご報告に関してですね、何かご意見、或いはそれに付け加えるご提言等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【後藤会長】

今回、はじめてご参加の委員について、ちょっと、ご感想なりも伺いたいなという気もするのですが。横山委員いかかでしょうか。

【横山委員】

そうですね。ちょっと後にさせていただいてよろしいでしょうか。

【後藤会長】

そうですね、ありがとうございます。じゃあ、後でいうことで。いきなりで、申し訳ないのですが、山岸委員いかかですか。

【山岸委員】

前回からの流れを理解していないものですから、筋違いかもしれませんが、最近、職場のほうではですね、うつ病に対する対策というのが、非常に、いくつかある課題の中でも、かなり優先順序の高い課題になってきている。しかもそれが、年々、倍々くらいに増えてきている。どの職場においても、珍しいということじゃなくて、もうごくごく当たり前のようになってきている。専門家の先生にご相談しながら対処しているのですけれども、極めて、なかなかいろいろなパターンがあってですね、一律的な対応が非常に難しいということが、各事業所から寄せられている。

そういった中で、非常に根の深いですね、どうしたらいいのかというのも、なかなか解決策も見えないで、各事務所とも非常に苦労していると、こういう実態の報告が寄せられている。

こういうことでございます。感想でございます。

【後藤会長】

いえ、そのとおりだと思います。

働き盛りの男性がですね、今の自殺率の高さを引き上げているというのは、実態としても前回もご報告されておりますので、本当に今後の課題の1つだろうと思うわけですが、それも含めまして、何かご意見ありますか。

長谷川委員のほうはいかかでしょうか。

【長谷川委員】

先回は、代理出席ということで、恐縮でございました。

私ども、社会福祉協議会、代理で出たものも話されたかと思うのでございますが、いわゆる、地域福祉の推進ということが、私どもの職務でございます。

そうした中で、いわゆる、インフォーマルなですね福祉サービスを実施しているということなのですが、そんな中で、私ども相談事業、これをある種、重点に動いているわけでございます。村山委員もいらっしゃいますけれども、民生・児童委員の方々のご協力を得ながらですね、そうした相談事業をやっておるわけでございますけれども、いわゆる、私どもはやっぱり、テレビにもございましたけれども、ご近所の底力って言いますか、そうした身近なところからの、いわゆる見守りといいますか、そうしたネットワークを広げていくという、なかなかこの何て言いましょうか、プライバシーの問題があ

るわけでございますので、そうした中で、ご近所の底力っていう、これをネットワーク化していくということはですね、非常に大切なのではないかなと。これは、また、私どもの、社会福祉協議会の務めではないかなと、今、感じておるところでございます。

【後藤会長】

はい。ありがとうございました。

本当にそうなればいいという事だろうなと気はするのですけれど。そういえば、前回は、それぞれですね委員の方々が、自殺対策にどんな風に、それぞれの立場で関わってこられたかという話を確かにされていて、ご報告をいただいたと思います。

臨床心理士会としては、自殺対策に関して、どんなふうな取組みというか、全体としてありますかね。

【横山委員】

臨床心理士会のほうでは、今のところ年に1回ですね、電話相談ということで承るというようなことですね。

それから、臨床心理士会だけでは、これはできなくて、今日お集まりの委員先生方と、是非一緒に、或いは、私どもお手伝いしながらと考えているのですが、一つ一つの、例えば、医師会の先生方は、医師会の先生方で、弁護士会の先生方は、弁護士会の先生方で、それから、産業カウンセラーの先生方は産業カウンセラーの先生方で、一つ一つ、こういうふうな、自殺ということに関して、ご自分の専門の領域で、我々は我々でやっている訳なのですが、そこでどういうふうなネットワークを作るかというところですね、実は、私ども、お恥ずかしい話なのですが、弁護士会の先生方や司法書士の先生方や、法テラスという所や、多重債務の相談というようなことですね、自殺のかなり具体的なサポートを、そこまで行かないようにできるということを知ったのは、ほんと、ここ数年のことなのですが、そういうふうな情報を、たぶん、どういうときにどこに行ってもどう繋ぐことによって自殺を防ぐことができるかというふうなことをですね、できるだけ共有して、そして、ネットワークを作りながらやっていくということが、こうやって我々が集まることの意味だと思えますし、きっとそれを、どんなふうにシステム化していくかということが課題になるということだと思っております。

そういうことの、お手伝いをですね、是非、この臨床心理士会も入れていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【後藤会長】

本当に、そのとおりだと思います。

もう、まとめをしていただいたような気がします。横山先生はご存知だと思いますけれども、新潟大学の教育学部の教授で、また、同時に実際のクリニックでも診ておられますから、そういう幅広い、ご意見を、今後期待できるというふうに思っております。

他に、何か追加で構いませんし、前回、言い忘れたこととかでも、十分よろしいと思うのですが。

なければ、次に進ませていただきましょうか。また、後で時間を取ってございますので。

(2)平成20年度に向けた新潟市における自殺対策関連事業の予算について

【後藤会長】

それでは、議事(2)平成20年度に向けた新潟市における自殺対策関連事業の予算についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【精神保健福祉係 吉田】

事務局の障がい福祉課精神保健福祉係の吉田と申します。よろしくをお願いいたします。議事2の平成20年度自殺総合対策事業予算について、私から説明させていただきます。恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

これより説明させていただく各事業に関します内容や、資料の掲載内容につきましては、あくまで本市2月議会に提案中の予算案の段階のものであるということをご了承くださいますようお願いいたします。

では、はじめに資料2をご覧ください。

本市における来年度の自殺対策は、2つの事業で行わせていただきたい、と考えております。

ひとつは、1ページに予算概要が記載されております、障がい福祉課所管で平成20年度から新たな事業として取り組ませていただく、「新潟市自殺総合対策事業」です。予算総額は173万円で、内訳などの概要は資料のとおりでございます。

もうひとつは、2ページに予算概要が記載されております、

平成17年度から継続して取り組んでまいりました「新潟市こころの健康推進事業」です。この事業につきましては、こころの健康センターが所管いたします。予算総額は340万円で、内訳などの概要は資料のとおりでございます。

「新潟市自殺総合対策事業」の補足としまして、普及啓発に関する事業と、ゲートキーパー育成に関する事業について、説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

自殺に関する広域的な普及啓発事業といたしまして、来年度の9月20日に新潟県と合同開催を企画しております、

「自殺対策フォーラム」(案)について、説明させていただきます。事業の内容でございますが、会場を中央区の新潟テルサに著名人をシンポジストとして迎え、講演とシンポジウムの二部構成で、企画しております。本市と新潟県を合わせた総予算は160万3千円で、そのうち本市予算は、3分の1にあたる45万2千円でございます。来年度以降も、フォーラムのようなイベント形式での広域的な普及啓発事業を実施したいと考えております。内容等につきましては、単年度ごとに、新潟県と企画・協議をしてみたいと考えております。

次に、4ページをご覧ください。

「新潟市自殺総合対策事業」及び「新潟市こころの健康推進事業」で作成いたします、普及啓発パンフレット(案)と、相談窓口案内ガイドブック(案)について説明させていただきます。

普及啓発パンフレット作成については、障がい福祉課では自殺総合対策の観点から、普及啓発を行い、こころの健康センターでは精神保健的な観点から普及啓発を行います。

4 ページの表を、ご覧ください。左の表が、障がい福祉課で作成いたします、自殺対策普及啓発パンフレットの案の説明でございます。市民に「自殺は防げるもの」という認識を持ってもらえるような、内容にしていきたいと思います。イメージとして、平成19年度に障がい福祉課で作成いたしました、赤いチラシを配布させていただいております。「ストップ！自殺」と書いてあるものでございます。

次に、4 ページの右の表が、こころの健康センターで作成いたします自殺対策普及啓発パンフレットの案の説明でございます。うつ、ストレスといった、こころの健康推進を行う内容となっております。イメージとして「こころの健康パンフレット」を配布させていただいております。

最後に、真ん中の表が障がい福祉課で作成いたします相談窓口案内ガイドブックの内容でございます。このガイドブックは、各関係機関において、他機関の窓口情報を共有化し、セーフティネットとして活用するためのものとして、主に関係機関相談窓口配布いたします。

5 ページを、ご覧ください。

相談窓口案内ガイドブックの、もう少し詳しい説明をさせていただきます。相談窓口案内ガイドブックの主な内容は、予算案の段階では相談目的別に29項目に分類した「相談窓口一覧」と、その「一覧」に収まりきれない情報を掲載する「各相談窓口の詳細」で構成したいと思っています。イメージとして、配布資料3もご覧ください。

先に説明させていただいた普及啓発パンフレットにつきましては、単年度ごとに、そのときどきの時代のニーズに合わせた内容を検討してまいりたい、と考えております。

相談窓口案内ガイドブックについては、関係機関の皆様にもセーフティネットとして、情報を共有・活用していただくことが主な目的ですので、毎年、関係機関相談窓口の加除訂正を行い、更新を繰り返し、継続性を持たせようと考えております。

次に、6 ページをご覧ください。

障がい福祉課所管で、ゲートキーパー養成事業として、来年度に実施を予定しております「事業主・介護支援専門員研修」につきまして、説明させていただきます。来年度、本市では本市の自殺者の特徴などを鑑みて、事業主への研修と介護支援専門員への研修の実施を予定しております。事業主への研修につきましては、メンタルヘルスに関する研修の機会が乏しいと思われる中・小規模な事業所を、まず対象にして、研修を行ってまいりたいと考えております。具体的な研修内容などにつきましては、来月6日に開催される全国自殺対策主管課長会議で、国から示される予算措置や、国の事業に対する動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

ゲートキーパー養成事業につきましても、毎年、研修会を開催するなど、継続性を持たせる事業として、今後も検討してまいりたいと考えております。

7 ページをご覧ください。

ゲートキーパーを養成していく仕組みの、将来的なイメージです。養成研修を受けたゲートキーパーが社会や職域において、「気づき・見守り・つなぎ」という役割を果たし、新たなゲートキーパーも養成していくという仕組みでございます。下のほうの図は、ゲートキーパーが継続して養成されることにより、自殺に対するセーフティネットが構築されていくという仕組みでございます。

ただいま説明させていただきました各事業に関します内容や、資料の掲載内容につき

ましては、あらためて申し上げさせていただきますが、本市2月議会に提案中の予算案の段階のものであるということをご了承くださいますようお願いいたします。

今後につきましても、委員の皆様からのご指導やご助言を賜りながら、事業内容を検討してまいりたいと考えております。

以上で、議事(2)に関する説明につきましては終わらせていただきます。

【後藤会長】

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

これから、議会にかかるということですが、大体こんな感じで、ということでしょうかね。大幅な変更は、ないという想定だとは思いますが。

【福島委員】

2点、3点。2点ぐらいでしょうかね。お話したいと思います。

まず、5ページのほうの相談窓口ガイドブック作成案になりますが、項目の5番に新潟市内の精神科病院、診療所という風を書いてありますけれども、これは、私の案というか考えに過ぎないのですけれども、先日の新潟県の救急の会議の時に、救急のシステムのことを、もっと周知してほしいというようなことが意見として上がっていましたので、新潟市内、昼間は新潟市内でいいのですけれども、夜間ですと関係機関から繋ぐにしても、精神科救急、新潟市外のこともありますので、精神科救急のシステムでありますとか、夜間の際の市内の医療機関に関する窓口なんかもあると、例えば、夜なんかは、いのちの電話さんから繋ぐときなんかは、役に立つのではないかなということを考えましたので、そのことをご検討いただければと思います。

また、後は蛇足といえますか、思いつきなのですが、来年度ゲートキーパーの研修をされる際にですけれども、私どもも、企業の皆様と、どんな風に連携していけばいいのかなということを常々考えながらさせていただいておりますけれども、県内でも、後藤先生も詳しいと思いますが、上越市などは、何年か前から企業と一緒に取り組むということをやっているようですので、そういった、先行事例でありますとか、産業保健推進センターさんのほうの事業との兼ね合いを考えながら、国の意向、考えもあるかと思っておりますけれども、新潟県、新潟市独自の事業を行うために、そういう地元の取り組みなども参考にしながらプランニングしていただければな、ということもあります。

あと、ゲートキーパーの高齢者の部分ですけれども、介護支援専門員さんの研修というのは、自殺が高齢者に多いと言っても、沢山頻発するという程ではありませんし、自殺だけのために、いろいろなことを研修したり、手間を掛けていろんな研修でありますとか、仕事をするというのも非常にモチベーションといえますか、それだけの労力をかけてやれるかなということもありますので、ゲートキーパーさんの介護支援専門員さんのいろいろな情報なども聞き取りながら、自殺というだけではなくて、いろいろ、うつとか、認知症にまつわる問題でも、特に、認知症に関しては、今、いろいろな動きがありますので、幅広い認知症、うつ、閉じこもりといった、幅広い中の1つに自殺があると位置付けて、いろいろなものところ組み合わせてやっていかないと、なかなか自殺だけでやっていこうと思っても難しいのかなと思いますので、そういう他の分野と連動

しながらやっていかなければと感じておりますので、一言言わせていただきました。ありがとうございます。

【後藤会長】

ありがとうございました。

尤もなご意見だと思しますので、その辺を事務局のほうとしても取り入れていただければというふうに思います。

他に、何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか、また後でお時間ありますので、そのときに思いついたことがあれば、これに関連してご意見いただきたいと思っております。

(3) 関係機関とのネットワークの構築について

【後藤会長】

それでは、議事3となっておりますが、関係機関とのネットワーク構築について、事務局から説明をお願いいたします。

【精神保健福祉係 吉田】

続けて、私から議事3について説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

オモテ面となります1ページ目に、イメージ図が記載されております。

上の図は、従来の自殺に対するネットワークを表しております。特定の機関同士では連携がなされておるのですが、基本的には相談者に対しまして、個々の各機関が支援をされているというイメージでございます。各機関がそれぞれの塊となっておりますが、このイメージ図を作成する都合上の大まかな塊でございまして、実際の連携とは異なっておりますのでご了承ください。

下の図は、関係機関により自殺に対するネットワークが構築された様子を表しております。相談者に対しまして、各機関が相互に連携し、包括的に、横断的に、支援するというイメージでございます。ネットワークとは、各機関が相互に連携できている状態になれば、ネットワークとして形成されていることにはなりません。本市では、新年度に関係機関によるネットワーク構築の足がかりとして、各機関相談窓口が相互に連携をとりやすくするための基礎的部分、1ページの下の図でいえば、ちょうど各機関同士を結んでいる輪の部分に取り組むというところから、ネットワークづくりを始めさせていただきたいと考えております。具体的にはまだ予算案の段階ではございますが、相談窓口案内ガイドブックを作成することから、ネットワークづくりを始めさせていただきたいと考えております。

ウラ面の、2ページ目をご覧ください。

上段のほうをご覧ください。

相談窓口における「現状」と「課題」を整理いたしました。現状では、やはり個々の相談窓口による対応となることが多く、相談者の本来のニーズに応じる相談支援が難しいことが考えられます。そこで、個々の相談窓口が連携する関係機関によるネットワークが必要と考えられるのですが、ネットワーク自体が構築されていない現在においては、

まず、そのネットワークの基礎的部分に取り組みなくてはならないことが現状における課題として考えられます。

中段をご覧ください。

新年度に本市でネットワーク構築の基礎的部分の整備として、取り組ませていただく事業の（案）でございます。①のガイドブックにつきましては、先ほども申し上げさせていただきましたが、各関係機関相談窓口一覧や相談窓口の詳細を紹介させていただくものでございます。各関係機関におかれまして、ガイドブックを用いていただいて「どこに?」「どのような?」相談窓口があるのか、といった他機関の多岐にわたる相談窓口の情報の再確認ですとか、共有化をしていただきたい、と考えております。

②のメーリングリストにつきましては、各委員間及び各相談窓口間におかれまして、情報提供や情報交換をしていただくものとして、作成を検討しております。

①につきましても、②につきましても、いずれも、各関係機関の皆様のご協力をいただかなければ、成り立つものではございません。作成の際は、皆様にご協力を依頼させていただくことになるかと思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

下段の「ネットワーク構築における課題」につきましては、基礎的部分が構築された後において、実際に関係機関ネットワークを運用する際や、今後、各機関で具体的にどういった対応が可能なのか、ネットワークの構築と同様に中長期的視点を持って、継続的に、委員の皆様よりご指導・ご意見を賜らせていただきたいと考えております。

以上で、議事（3）に関する説明につきましては、終わらせていただきます。

【後藤会長】

はい、ありがとうございます。

本当に、自殺対策に関する本協議会ですね、ご参加の委員の各機関のネットワークという中核の部分になるかというふうに思います。

このような案で、新潟市としては進めていきたいということだと思えます。これについてですね、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【福島委員】

はい。メーリングリストに関して、ご質問したいと思えます。

各機関における最新の情報を交換、共有ということになってはいますがけれども、どんな情報をメーリングリストでやり取りするということを具体的に考えていらっしゃるのか。というのも、私どものほうに、就労に関する情報とか多重債務に関する情報が生で来ても、あんまりそれを活用することができないのかなというふうに思います。

どこかが、核になって情報を分かりやすいように整理したりとか、発信をしていただいたほうが、より分かりやすいのかなということ、ちょっと今思いつきましたので、教えていただければと思います。

【後藤会長】

その辺りは、何か案がございますか。

【川崎障がい福祉課長】

今ほど、私どもの説明で基礎的なというようなご案内を申し上げましたが、それよりは、前段の原始的な、と申し上げたほうがいいのかと思っております。というのは、手始めにこういったものから始めさせていただいて、メーリングリストにつきましても、皆様方にも、これからご照会させていただくことになるのですが、その中で、アドレスは当然のこととしまして、例えば、どこかで相談を受けたものを、更に、繋いで向けていただけますか、と、そんなニュアンスのことをですね、繋げられるような項目も含めて、ご照会をさせていただいて、それらが、可能、不可能ということはないのでしょうか、可能などころもまた、データとして皆様のほうにご提供させていただきながら、そういった、この協議会にご参加の委員の皆様方の団体等、そういった所への繋ぎが可能、また、委員の皆様の方で、こういったものを分野で対応、ご相談、また情報提供可能ですよと、こんなものを、まず情報として頂戴して、そこから始めていきたい。更に、またそれが機能を少しずつしながら、更に機能アップしていきたい。こんなイメージで考えております。まず、その手始めという意味で、そこから始めさせていただきたいなとこんなふうに思っております。

大変申し訳ございません。まだ、原始的なというレベルでございまして、夢は膨らむのでございますが、まず始めにということで、ご理解いただきとうございます。

【後藤会長】

とりあえず、お互い知り合いましょうという所ぐらいかなと、
そういうイメージでしょうかね。
福島委員のほうはいかかでしょうか、そのようなことだと。

【福島委員】

ぜひこの協議会のほうも、こう連動しながらやっていただければと思います。
メールだけみても、なかなか顔が見えないので。

【後藤会長】

そうですね。

【福島委員】

いろいろな人が担当レベルで顔を合わせることができるよう企画とか、会議等も一緒に併せてやっていただけると、より、こう有機的に結びつくのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

【後藤会長】

後で、総合討論のほうにも継続することなのかなというふうに思いますので、その他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

ないようでしたら、じゃあ、今のことも含めまして、後でご意見をそれぞれ、お伺いしたいと思いますので、4のその他のところをお願いいたします。

法テラスどうぞ。

【川上委員（米原事務局長代理）】

正式名称は、日本司法支援センターと申しますけれども、これを愛称で通常、法テラスと言われております。この法テラスは、平成18年10月に業務を開始したのですが、これは司法に関して支援しようということで、総合法律支援法に基づいて設立されたものでございまして、今お話のような、例えば、自殺の原因となるうつが事前の症状でしようけど、その前の、いわゆる法律的な問題解決につままして、国としまして総合的に支援しようということで、法律的なトラブル、特に多重債務とか、それから弁護士さんに相談したいのだけでも、弁護士さんに相談するにはお金が高くて相談できないという、いわゆる、割と所得の少ない方には無料で法律相談、それから弁護士さんとか司法書士さんの法律関係者に相談する場合に立替制度を行いまして、法テラスの方で分割支払、例えば、月々5千円とか1万円ずつ返していただくという形で、支援するという民事法律扶助という制度がございまして。

これらの制度を利用して、割と所得の少ない方の支援をするというような1つの事業でございまして、その他に、今ここに記載されている関係機関の中にも、たくさんいらっしゃるのですけれども、いわゆるネットワークを作っていまして、お互いにこういう相談窓口がありますよということでご相談いただいたときに情報提供をしております。

そんなところで、ちょっとPRさせていただきたいと思います。以上でございます。

【後藤会長】

はい、ありがとうございました。

本当に、法テラスの活動、行政書士さんの活動というのは、今後ですね、大きな柱になるんじゃないかなと感じています。ただ、先ほど横山委員のお話にもありましたように、本当に医療とか保健とかのほうでは、そういった所と上手く連動してないなあということを考えている次第です。

他に何かご意見ありますでしょうか。

（４）その他

【後藤会長】

それでは、その他ということをご予定されておりますが、これは今までの1、2、3の議事を通しましてですね、それから、前回の意見を踏まえまして、次に繋げるための本当に自由なご意見をいただこうという時間でございまして。

丁度、あと30分程度でございますので、それぞれどんなことでもよろしいですので、ご意見なりご質問なり、或いは他の機関へのご質問等ですね、いただければという風に思っております。

何かございますか。

【神部健康福祉部長】

すみません。私が言うのも、おかしいのですけれども。

私もこの資料、まとめ方、今日ちょっと見た中で、第1回の概要で、8つの項目があるわけですね。その項目に対応した予算になっているのかなと、部分が。私が言うのもおかしいのですけれども。

例えば、大きな部分で言うと2番で、自死遺族に対する聞き取り調査、あの第1回目のまとめですね。というのが挙がっています。これに対応するのが、今回の予算の中にはないな、とかですね。

3番の自殺未遂者へのケアへの支援、それから4番の自死遺族へのケアの支援という部分とかが、実は落ちているんですね。今回は、私どもとしては、やはり体制作りを、まず優先的にやっていこうというふうなことで、それから、こういった調査とか、こういった部分に関しては、具体的な予算化はしてないけれども、どういうアプローチができるのだろうか。

例えば、4番の自死遺族へのケアの支援の部分では、関委員等とも、これからいろいろ意見交換をさせていただいたりしながら、例えばそれが、今後どういうふうな繋がりをしていくのかというふうなことを考えているのだということ、言い訳を、先にさせてもらいながらですね。逆に、前回の意見交換の中でもあった部分ですが、また色々な意見をいただければと思っております。

せっかくですので、関委員のほうからも、どんな形で関委員のほうに、関わられるかというお話も前回あったわけですので、ただ、予算だけ見ますと、正直言って、どうなるだろうということもあるんですよ。決してそういうことではなくて、予算が付かなくても私どもスタッフがいるわけですので、その中でいろいろな仕掛け方をやっていけると思っていますので、そういう目で見いただければと思っております。

【関委員】

そう思っております。

【神部健康福祉部長】

ありがとうございます。

【後藤会長】

これから、そういう所をちゃんと力を出して、そのところに強化していきたいという、部長の力強い意見だというふうには理解をいたしますが、そこも含めましてですね、例えば、今ちょうど部長が言われました、予算化されていない自死遺族についての聞き取り、それから未遂者ケアという部分についてですね、例えば、どんなふうにネットワークを組んだり、どんなふうにそこをやっていったらいいのかという、それぞれ前回まだなかなか議論尽くせなかった部分もあるかと思っておりますので、その辺り、まずご意見があればお聞きしたいなと思っておりますが、いかかでしょうかね。

はい、どうぞ関委員。

【関委員】

これは、秋田県の秋田大学の教授でいらっしゃると思うのですが、本橋豊さんという方が、自殺対策に関する本を監修してらっしゃいまして、秋田県の例を取って、それは、私はその本から受け売りですので、その内容で、自殺未遂者というのは未遂者の10人に1人が再びまた自死している。10人に1人がまた自殺を計画して自死に至っているという、統計があがっています。

すごくリピーターが多いということで、それに関しまして、やっぱり本人が思い留まったから、もう良いだろうではなくて、再び自死する人がそんなに大勢いるわけですから、それに対する対策というのも自死遺族だけではなくて、未遂者に対するケアも、随分、自殺率のパーセンテージを下げるには大切なことなのかなということ、私、その本で学びましたので一言申し添えたいと思います。

【後藤会長】

そうですね。やはり、前回も出ていましたけど、未遂者のケアというところが、一番手が届いてない。自死遺族についてというのは、一番手が届いてないところではないか、ということだろうと思うのですが。非常に難しい問題、いくつか個人情報の問題等も、前回指摘されておりましたけれども、何かこう、いい方法等を組めるといいかなと、これだけのネットワークがあるので、と思っておるわけですけども。

【神部健康福祉部長】

この間、山崎先生からのほうから、自殺未遂者に関するケースのデータを出していただきましたよね。

だけど、難しいんでしょうね。例えば、そういったことが、先生、もし分かったとしても、その家族なり、ご本人に、こんな相談ケースがあります、と渡す訳にはいかないんでしょうね。できるものなんですか。ケースワーカーかなんかが、かんだりしてくれると、少しは。だけど、積極的に先生方のほうからアプローチが可能なのかどうかですね。

【山崎委員】

そうですね。精神科の先生にお任せすることが多かったのですけれども、今、直接なかなか相談しにくい状態になっているので、救命救急の医師も、こういうことをあまりよく知らないと思うんですね。こういう相談窓口がいっぱいあるということ。

これから、是非、こういうようなことをアピールしていきたいと思います。

それから、先ほど、リピーターが多いというお話がありましたけれども、いろいろ聞いてみますと、そんなに詳しい相談はできないのですけれども、やっぱり、死にたいというのではなくて、自分のメッセージを伝えたいという方が多いのではないかなと思うんですね。

ですから、その段階で対策を十分取るということが非常に重要なんじゃないかなと、常々感じております。

【後藤会長】

今、部長が言われましたように、例えば、先生方は、お忙しいし、市民病院は今、常勤の精神科医がいなくて、なかなか難しいし。そうすると、そこをフォローしてくれるのは、今、先生がおっしゃった、話を聞いて、じゃあどうしましょうかというふうに、こう繋げていけるような専門の方が、例えば、救急センターに居たりすると、それは大分楽になりますかね。

それでやっぱり人が必要なのかもしれない。そういうふうには思いますけどね。

【神部健康福祉部長】

そういった部分でも、できる医療機関からだけでも、少しモデル的にやっていくことが、可能かどうかという部分なのですからけれども。

【後藤会長】

そういうことも含めて。そうですね。

【神部健康福祉部長】

一挙に、市民病院ということになると、また大変になるんですけれどもね。どんなやり方ができるのかどうかということも、少し教えてください。

【後藤会長】

今の場合は、医療の中でも、救急医療と精神科医療とか、或いは、救急医療とその地域ケア、地域保健との連携をどうしようかというそんなお話かなと思うんですね。

その様々な連携が必要な部署というのが、たぶん沢山あるかなという気がしていて、先ほどの未遂者のケアについて、例えば、産業労働省のほうで、中災防あたりで出している自殺対策の本にもですね、きちんと産業の企業の内部でその未遂が起きた場合に、どうケアするかみたいなマニュアルがあったりしているわけなんですね。

そういう所と上手く地域ケアとかが結びついていくといいかな、というふうに思っているところもあるんですね。

興梠委員はいかがですか、その辺は。振って悪いんですが。

【興梠委員】

今、違うこと考えていました。

同じようなことを考えていたのかもしれないけれど。

精神科の先生に振ってしまうというところは、確かにあるのですが、自殺者とか、或いは、うつとか精神疾患に普通の診療所のお医者さんや病院の先生が関わるが多々あるのですが、実はそれはもう凄いストレスなんです。

私も経験してきましたけれども、臨床の現場で地域に精神科の先生がいない場合などは、そういう心のケアをするということもありますけども、とても負担の多いことで、それはその人の家庭環境だとか疾病の長い歴史だとか、そういったものを全部ひっくるめて、性格みたいなものをひっくるめながら相談をしていかなければならないのですが、精神科以外の医師にとっては、とても負担です。

また、そういうことを研修する場も、実はなかなかないんです。確かに、精神科の先生たちがお集まりになるような、こころの問題とかうつの勉強とか、そういうことを医師会で行うのは、精神科の先生がお使いになるようなお薬を提供する会社が企画して、ホテルなりにお医者さんを集めてやることが多いのですけれども、そういうところで勉強します。

しかし、なかなか、一般の人が、そういう所にアプローチすることは少ないんです。それで、ゲートキーパーのことなのですからけれども、ここに医師も1つの中に入っている

のですが、私たちも現場でやっています、私もゲートキーパーだと思います。

ですが、非常に大変です。

そして、そういうことを研修するような場というのが、本当は少ない。自分が、そういうモチベーションを持ってアプローチをしない限りは、チャンスはないと思います、勉強するチャンスは。

そこで、この3万2千円という予算では、いったい何ができるのだろうかとおっしゃることはよく分かるのですが、普通の務めている方々、或いは、今日、市医師会の先生も出てらっしゃいますが、もの凄く大変なストレスだと思いますし、それを学ぶチャンスは非常に少ない。

この辺、おやりになるのであれば、少しそういう所へですね、医師会とか市医師会とか、或いは、もっと地域の医師会とか、例えば、西蒲の医師会とか豊栄の医師会、そういう地域の医師会とも、よく話し合っ、やっぱり、そういうチャンスを作ることが大事だと思います。非常に難しいし、僕もなかなかできないし、労働衛生の現場に居ても、なかなか先生方におんぶに抱っこでやっておるわけですけれども、メンタルヘルスの研修会に出てくるとい先生も、なかなか少ないので大変なことだと思いますが、ちょっとお考え願いたいと思います。

【後藤会長】

我々が、言いたいことを言ってくれたかなと思っていますが、本当にゲートキーパーの養成というのは、本当にそういう方が居ればいいなということはあるのですけれど、それがほんとに現実味のあるものとしてできていくか、というのはですね、危惧しているところなんだと思います。

ただ、先生あれですね。割とメンタルヘルスセミナーに、内科の先生、産業医の先生、だいぶ出席が増えてきているなという感じはするのですが。

【興梠委員】

増えてはいるのですけれども、やはり実際にその現場で、或いは診療所で、或いは産業医として出かけて行って企業でやるというのは、なかなかハードルが高いだろうと思います。

企業のほうで、それだけまたね、お金を出してくださって、産業医のモチベーションが保てるようなお金を出してくれればいいのですけれども、なかなかそこまでは企業のほうもお金を出してくれないですし、健康診断の管理くらいしかできないという所が実際だと思いますのでね。

それで、ややこしいメンタルヘルスに首を突っ込んで、精神科の先生とやり取りをして、手紙を何回も書いたりとかですね。それは大変なストレスですし、これは収入に見合わないと言産業医が考えても不思議はないと思いますよ。その辺も、別の問題で考えていただきたいと思います。

【後藤会長】

そういう忌憚のないご意見を、今度、流れなので申し訳ないのですが、産業分野といいますか、宮川委員や山岸委員のほうで、ちょっとご意見を。

どういうふうに連携を取ったらいいかという観点でお話いただきますといいかな、という気はするんですけど。

【宮川委員】

私、産業カウンセラーをしておりまして、各事業所さんにメンタルヘルスの支援をさせていただいているのですが、自殺対策というふうな部分では、例えば、ケースに実際にこう直面したりした場合というのは、なかなか事業所では拾いにくいというふうな部分というのはありますね。もちろん、私も契約させていただいているときに、もし、そういうふうな危機的な事があった場合の窓口というのを、必ず作っていただくというふうなことはしているんですけども、でも、実際にそういうことが起きたときに、その窓口担当者の方と連絡を取れたとしても、まあ、取れるようにしておるんですけども、その方たちが、今度次にどこに繋ぐかというふうなところというのが、なかなかやっぱり情報として無い。

それから、ケースとしてそうそうないものですから、やっぱりご本人たちもそこまで危機的な意識を持って対応していらっしゃるか、そういう認識を担当者として持っているかと言うと、ちょっと難しい。

そこまでの認識はないんじゃないかな、という感じはしますね。

ですので、結局は家族のほうに戻して、ちょっとこう責任を回避していくというふうな感じになってしまうところというのがあると思うんです。

こういった形での、ネットワークが構築されるっていうのは、とてもすばらしいことだと思うんですけども、どうしても、こういう公的機関というのは限りがありまして、自殺のケースが発覚した時というのが、本当に事業、こういう専門機関がちゃんとやっている時間帯なのかなんていうようなところもありますと、やっぱりオープンしてないっていう所ですと、もうそこで止まってしまい、できればそういう状況を回避したいというか、そういうふうなところというのは、どうしてもあるのかなという感じはあります。

だからと言って、こういう第一歩というのは、すごく大事なことだと思いますので、こういったところから実際のケースと繋げながら、もう少し、柔軟性を持ったネットワークというような形に育っていったらいいんじゃないかな、というふうに思います。あとは、やっぱり事業所のほうとしては、まだまだそこまで時間とお金を掛けられないと思うんですけども、流れとしては予防対策という所に、どんどんシフトしていきたいというふうな部分というのはあるのではないかなあ、と思うんですけど、そこら辺も、予算の関係という所で、そういったところにお金が使えらるかどうかが。

やっぱり、実際の病気になっちゃったりというふうな、もしも、自殺なんていうところまでいったような状態になってしまったりすると、そういう方たちへのサポートというのはすごくお金も費用も掛かってしまいますし、非常に大変な負担が掛かってしまいますので、そういったところをきちんと抑えていくという所も、自殺対策という範囲の中ではとても有効なものだと思いますし、非常に前向きな取組みというところで、大事な部分ではないかなというふうには思います。

すみません、ちょっと、まとまったかどうか分かりませんが。

【後藤会長】

市の示されたネットワークは、本当に基礎的なので、これも理想ですよ。

ですから、本当に最初にどこからやっていけばいいのかっていうのが重要なこと。

今、宮川委員として24時間対応ができるゲートキーパーって言われちゃうと、とっても大変だと思うのですが、何か起きた時にすぐどこに行ったらいいのか、というのがあるといいよねっていうお話かなと思いました。

山岸委員のほうは、いかかですか。どういうネットワークが企業から見たときには、必要と考えますか。

【山岸委員】

今ほど、宮川先生からもお話がありましたように、企業のほうは、依然としてやっかいものと言いましょか、できれば避けてもらいたいというような、この問題に対する姿勢がどうしてもございます。

ただ、そうは言っても、労務担当者にしては現実的に起きている問題ですから、非常に労務担当者が苦勞しているというのが実情でございます。

そういう中で、どうやってやるかとなると、非常に積極的に対応している好事例の企業の担当者の話を個別に聞きに行ってますね、それを参考にしながら自分たちでそれを役立てているというようなことが、どうも手っ取り早い。ということで、この上手くいっている事例なんかの担当者なんかに言わせるとですね、自分の所だけで手一杯なのに、そういう相談事もあってですね、ますます忙しくなると。

こういうようなのが、よく聴かれております。

しかしながら、やっぱりいい事例というのは、色んなケースに対応してきていますので、非常にヒントが大きくてですね、我々としても、我々の団体が相談受けたときに、その人にまた聞きに行ってますね、それで答えているというのが実情です。

いずれにしても、ケースをたくさん共有し合う、或いは、ノウハウを積み上げていく、できるだけ、各会社でも面倒がらずにですね、そういう問題に対して積極的に対応していくということしかないのかなというのが感想でございます。以上です。

【後藤会長】

とても上手くいった事例というのが共有できるといいなということで、これはネットワークが上手く構築できた例とか、いろいろな機関が関わって良かったという例なんか、みんなが共有できるといいなというような、そういう所にも繋がるのかなと思います。

同じようなネットワークということをやりますと、先ほど、法テラスの先生のほうからやっていることとあちこち連携があるんです、というお話でしたが、司法といいますか、司法相談でしょうかね。自殺対策予防、多重債務のほうとかの予防をされておられるとして、例えば、今後、どういうネットワークっていうものが、本当に具体的には必要なこと、ちょっとお話いただけるとありがたいと。

【川上委員（米原事務局長代理）】

法テラスでは、今のところは、関係機関と申しまして、例えば、消費生活センターとか

の相談と、いのちの電話とか、医療機関とか、いろいろな窓口と連携を取りながら、ご紹介をいただいたり、こちらから、ご紹介したりということは、やっているのですけれども。

今後の理想的なものとしては、法テラスが介在して、利用者をご案内できるような形を考えているところなのですが、今のところは、ご本人にこういうところがありますので行ってみてください、というところで止まっておりますので、今後、こういう自殺防止の形にも貢献できるのではないかとというふうに考えます。

というのは、自殺が直接、うつとかの症状から直結するのですけれども、お医者さんあたりが発見されたときに、法テラスのほうに回していただければ、ご相談の段階で防げるのではないかと思います。

【後藤会長】

なるほど。ちょっと、先ほど、興梠先生のお話でもありましたが、ちょっと、その財政的な問題が関係するのかなというときに、医者はそこまで介入できないけど、ちょっと法テラスのほうとかがっていうふうに言ってもらいたいのかなと、そういうふうなことでしょうかね。

これは、精神科医に限らず、産業医、内科のお医者さんに関しても、同じことなのかもしれません。そういう意味では、窓口ガイドブックみたいなものが、ちゃんと活用できるといいのかもしれないですね。

ありがとうございました。

弁護士会としては、いかかでしょうかね。小林委員は。

【小林委員】

弁護士会としては、法テラスとも当然連携はありますけれども、

直接、弁護士会に、それこそ多重債務相談の電話相談も含めまして、大量に来ております。特に、今、面接の相談も1回目無料という制度を設けまして、私は別の某機関の無料の相談員もやっているのですけれども、そこだと名前は出ないにしても、ある程度も報告があがるというように今はなった、弁護士会の無料のほうに行ったりしているようです。

このあいだも、岩船のほうのおばあちゃんが、向こうでは回覧板が回ったとかおっしゃってまして、多重債務の場合、弁護士会に行けば1回目はタダだからということで来ましたと、その人は、まだ多重とまではいかない一件だけのクレジットがあっただけなんですけれども、一応説明してあげたら、まだお願いするほどじゃないということも分かりましたけど、無料だというんで、回覧が回ってきたのでということで、喜んで帰られましたけれども、だから結局はそういう広報といいますか、ある程度、皆さんに知れ渡れば、自殺の問題にしても、そこまできかないうちに、どこかの機関に相談には行かれるのでしょうかけれども、我々、精神科医さんの分野には全く素人なので、ちょっと、そちらの分野にまでは、関係しづらいのですけれども、専ら経済的な面が中心になると思います。ただ、精神的にちょっと、だいぶ弱った人とか悩んでいる人というのは、一般の個人の人には悩んでいなければ弁護士のところも来ないものですから。

いろいろな問題ありますけれども、例えば、ある女性の離婚事件の人で、ちょっと僕

が見たところ、うつ気味なので、一回相談に来ると普通は30分ぐらいで、こちらの用は終わるのですけれども、ずっと帰らないと。次の人が来ても、露骨に嫌な顔をして1時間、1時間半と居座って自分の意見を一方的に言って、という人がおられました。それに近い人も時々おられます。

参考になるかどうか分かりませんが、そんな状況です。

【後藤会長】

かなり相談が殺到しているのですから、そこから次をどうするかということになるかなとは思いますが、おそらく、そういう相談も、当然受けられておるんじゃないかと思いますが、林委員とか山崎委員のほうは、実際の労働者の側としては、どんな状況、また、どういう援助が必要かなというふうに。

【林委員】

私も、労働組合なものですから、それなりのメンタルヘルス対策ということで、それなりの方針はあるのですが、今、職場のほうで、よく私どものほうに問い合わせがあるのは、まず一点が、一番大きいものなのでしょうけれども、特に、その自殺前に至る精神疾患、特に、うつ病とか統合失調症の初期段階と言うんでしょうかね。

先ほど、興梠先生のほうからも、おっしゃっておられましてけれども、なかなか専門的な先生でさえも、なかなか対応が非常に難しいという中で、特に、私たちの場合は、仕事をしている中で、特に、朝から夕方まで基本的には、その人と一緒にですね、仕事をして、或いは、昼休みを過ごす、こういう働く人がいっぱい居るわけで、特にそういった疾患にかかった、或いは掛かる以前の非常にそういう方とですね、我々働く人が、どう接すればいいのかというところが、非常に多く寄せられる内容なんです。

当然、専門的な知識が、もちろん無いものですから、どういうふうに接すればいいかと言うところに、非常に戸惑いがありまして、特に、相談に乗れば乗るほどいいのか、或いは、突き放したほうがいいのか、色んなケースがあるんだと思うんですよね。

そういった、対応をどう向き合うのかということの、何か一定の、何かヒントができればほしいというのが、まず第1点です。

あと、ネットワークの関係なのですけれども、特に私ども一般的に労働相談ということで、電話相談を受け付けているのですけれども、労働基準法であるとか、労働安全衛生法の法律上は、どうなっているかということは答えることはできるのだけれども、やはり、色んな話を聞いていると、先ほど、小林先生のほうもおっしゃっていますけれども、なんとなく分かるんですよね。そういった中で、いったい我々が労基法だとか、安全衛生法について、答えることはできるけれども、じゃあ、それだけで済む話ではないとした場合に、先ほど、お話がありましたけれども、特に、いのちの電話とか、法テラスとか、いろんなネットワークが張られているのですから、是非そのネットワークを張る人たちがよく集まるような、集まれる場ですね、色んな問題を意見交換するというような場が、できれば欲しいなと考えております。

【後藤会長】

なるほど。ありがとうございます。

自殺対策協議会と大きくなっちゃいますと、年1, 2回とかになってしまって、その実際のお話というのは、なかなか難しい。

そうすると、それぞれの分野とネットワークができる、いくつかの分野が、ここにあるような気がするので、それらが、ちょっと集まれるような部会みたいなものとかですね、そういう情報交換ができるような、勿論、メーリングリストもその1つですけれども、さっき福島委員が言ったみたいに、顔が見えるようなネットワーク、おそらく部会形式みたいな形なんだと思いますけど、そういうものがあるといいのかなというふうな、そんなふうなご意見に伺いました。ありがとうございました。

あと、非常に難しい問題が、最後になってしまって、前回も出たんですが、既遂者のことは、警察のほう把握していて、未遂者に関しては、救急のほう把握していて、その間を繋いでいるのは消防とか、それぞれが全部情報を絶対漏らせないということになっていてですね、例えば、先ほど、関委員が言われた未遂者のうち、10人に1人が既遂だというふうなことが、果たして新潟ではどうなんだろうということすらですね、実態がなかなか分からない。

その辺りというのは、これは、これからの課題かなとは思いますが、増田委員いかがですか。警察の側から見てですね、例えば、未遂者の把握みたいなことが、警察のほうから、或いは医療のほうから可能なものかどうか、既遂者、未遂者を繋ぐ部分ですね、

【増田委員】

結論から申しますと、このあいだの第1回のときにも、お話いたしましたけれども、警察のほうとしてはですね、今、会長さんが言われたように、結果として、お亡くなりになった方というものしか把握できませんので、その方に未遂歴があるのかとかですね、またプライバシーの話になっちゃってですね、

遺族の方にお伺いするということは、なかなか。

できるかもしれませんけれども、それが結果として参考になる資料に残せるかということ、ちょっと難しいかなということになりますので、それは永遠に続くというか、なかなか結論がでないお話なのかなと、今のところは思っております。

【後藤会長】

ただ、ある意味、先ほどの秋田の実際の調査結果とは、どうやってそこが調査されたのかというのは、やはり、ちょっと考えてみる必要があるかなと。或いは、自死遺族の方を通してなら、遺族の方もお話が可能かなとか、色んなことが考えられるような気がするんですが、靄巻委員は、いかがでしょうか。

【靄巻委員】

前回もお話しましたが、私ども、既遂者については、もうたぶん、情報としてはあると思います。

私どもの情報としてあるのが、未遂者ですよ。未遂者の情報は、確かにございます。

ただ、その情報のその方が以前自殺を図ったかどうかという、そこまでの情報としては、私どもは持ち合わせておりません。自殺をされた方を搬送しますが、その方が以前にどうこうという、そこまではちょっと情報は持っていないのですが、この情報を、この

ネットワークの中に組み入れることができるかっていうのは、一番こう重要な部分かと思うのですが、こういう協議会の中に、私どもも参加をさせていただいて、じゃあ、この協議会の中で、私どもは、何ができるのかというふうに考えた時に、私どもが持っているものは、たぶん、その情報だけかなというふうに思います。

それ以上のものを、私どもが積極的に出していくのは、ちょっとできないのかなと考えているのですが、一番大事な情報が、出せる形になれば一番いいのかもしれませんが、先ほどの、警察の関係と同じく、今の段階では、その情報が出すことができないという、段階かなと考えています。

【後藤会長】

はい。当然のことかなとは思いますが、何らかの形で、実態調査という、私たちが活用していくためのベースを作るものにね。

その今の二つの機関の情報、それと、山崎先生のところの情報が組み合わされて、本当に無記名でもいいから、実態として見えてくると、また違ってくるかなあというふうな気がしているわけです。

今後の、大きな課題かなと思いますけれども。

そんなことで、丁度、お時間となりました。まだ、ご発言をいただけてない方もおられるので、誠に申し訳ありませんけれども、またの機会、或いは、今後、また事務局のほうにご意見をいただければと思います。

事務局のほうで、何か付け加えることはございますか。

【川崎障がい福祉課長】

座ったままで、恐縮でございます。障がい福祉課の川崎でございます。

私のほうから、ほんの少しだけ時間を頂戴いたしまして、私自身と言いますか、市として、県のほうでも自殺対策協議会がございまして、そこに、私も委員として参画をさせていただいております。

その関係で、連携と役割ということで、簡単にご紹介だけさせていただきたいと思えます。先ごろも、県の方で第3回の自殺対策協議会が開催をされまして、そこでは、ちょうどここでも出ているような課題、本当にオーバーラップしてしまっていて、山崎先生からも同様の話を頂戴しておりますし、また、県の計画などの説明がありました。あと、委員のほうから、それこそ、後藤先生等が中心で活躍されました、松之山プロジェクト、こういったご紹介なんかもあったところです。

そんな形で、私どもも参画をさせていただいておりますが、その中でも、県の協議会、県としてもですね、先ほど、ゲートキーパーのお話がありました。その中で、県のほうで、かかりつけ医を対象にという、要するに、医師の方を対象とした研修、こういったものを企画としてお持ちのようでございます。

こんなことで、また、市のほうとして、今回、ご紹介させていただいたゲートキーパー、ある意味、役割分担も少し考えての部分もあるというふうなこと、同じような方向を向きながらも、それぞれの役割も考えていこうと、こんな所もでございます。

そして、今日もご紹介させていただきましたけれども、フォーラムの開催、共同開催、こんなようなことで、県のほうとも連携、また、役割分担なんか、これからも積極的

に図っていききたい、こんなふうを考えております。

そんなことから、これからもですね、私ども事務局ではございますが、県のほうとの連携の情報も併せて、今後、皆様方のほうにお示しさせていただきながら進めさせていただきたいなど、こんなふうに思っております。

また、先ほど、ご案内申し上げましたが、来月6日に全国での主管課長会議がございますので、この情報も届き次第、お示しさせていただきまして、皆様方の、できればご意見なども頂戴しながら、新年度の具体的な事業を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【後藤会長】

どうもありがとうございました。

【田中精神保健福祉係長】

最後になります。私の方から、2点ほど、お願いになります。

まず、1点目でございます。

委員の構成につきましてですが、今ほど、ネットワークの重要性ということで、色々、ご議論いただいたところでございますが、この協議会では、県の弁護士会さんですね、あと、法テラスさんに法曹会から入っていただいております。

司法書士会さんのほうも、多重債務関係で、色々ご活躍されているということでございまして、もしできましたら次回から、司法書士会さんから、当協議会にご参画いただく、こういうことをお願いしても、よろしいかどうかというお願いでございます。

これが、1点でございます。

もう1点は、第1回にも、ご照会させていただきましたが、各界の悩み相談の調査の件でございます。色々、ありがとうございました。今ほど、紹介、事業説明がございましたが、その中で、また、皆様方のほうの業務内容等を、また折り込ませていただきますが、引き続き、そういう形で活用させていただきますことと、また改めて、皆様方のほうからチェックのお願いをさせていただきたいと、この2点でございます。

よろしくお願いいたします。

【後藤会長】

それでは、委員に司法書士会のほうも含めていききたいということで、異存はないでしょうかね。

よろしいと思います。

それから、日程については、事務局のほうで、また調整をよろしくお願い致します。

【田中精神保健福祉係長】

日程につきましては、各委員の皆様とまた調整を図りながら、来年度7月中の開催を調整させていただきたい。

決まりましたら、また、皆様方のほうに案内を差し上げたいと考えております。

以上でございます。

【後藤会長】

それでは、日程については、また、事務局のほうで調整をいただくということにしたいと思います。

では、以上をもちまして、議事を終了いたします。

どうも、ありがとうございました。

4. 閉会

【事務局】

後藤先生におかれましては、長時間に渡りましての議事の進行、大変お疲れ様でした。

各委員の皆様には、お忙しい中、長時間にわたりご協議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成19年度第2回新潟市自殺対策協議会を終了いたします。